

## 賛助会員規定

### 第1条（定義）

賛助会員とは、個人及び法人やその他の団体組織等において、事業への賛同の意を表する意味で入会・登録する会員。運営・実行には直接関与せず、賛助会費によって組織を支援するという意味合いを含む。

### 第2条（目的）

本規定は、定款第3章に定めた会員の規定に基づき、賛助会員制度の運営等について必要な事項を定めるものとする。

### 第3条（資格）

公益社団法人日本カーリング協会（以下「本協会」と言う）の主旨に賛同し、本協会を賛助するために入会した個人及び団体とする。

### 第4条（議決権）

賛助会員は本協会の総会における議決権を持たない。

### 第5条（役員への就任）

賛助会員は本協会の役員に就任することはできない。

### 第6条（入会）

本協会の賛助会員（以下会員）となるためには、別に定める会員入会申込を申請し、本協会理事会の承認を受けなければならない。

### 第7条（入会金、会費及び納入）

会費は、「入会および退会に関する規定」に定められた会費金額を指定された期日までに、本協会の指定する方法で納入しなければならない。

会費納入確認後、会員向けサービスを開始する。また、会員期間の起算日は納入翌月の1日とする。

### 第8条（退会）

会員が退会を希望する場合、別に定める退会届を本協会会長に提出して、任意に退会できる。ただし、既に納入された年会費は返納しない。

#### 第9条（除名）

会員が以下の各項のいずれかに該当すると判断した場合、理事会の議決により、これを除名することができる。その場合、納入された年会費は返納しない。また、当該会員から第三者への資格の継承はできない。

- 1) 本協会規定等に違反した場合。
- 2) 第9条の禁止事項に掲げる行為を行った場合。
- 3) 故意、過失に問わず、本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行った場合。

#### 第10条（守秘義務）

本協会は会員の許可を得ずに、会員情報を公開または使用することはできない。また、会員は本協会の許可を得ずに、会員として知り得た本協会の非公開情報等を会員期間はもとより資格喪失後も公開または使用することはできない。

#### 第11条（禁止事項）

会員は以下に掲げる行為をしてはならない。

- 1) 会員情報など本協会へ虚偽の申請を行う行為。
- 2) 他の会員、第三者もしくは本協会の財産及びプライバシーを侵害する行為、不利益や損害等を与える行為またはそれらの恐れがある行為。
- 3) 本協会の許可なくロゴマーク、印刷物などの転用行為。
- 4) その他、本協会理事会が不適切と判断する行為。

#### 第12条（特典利用）

会員は以下の特典を利用することができる。

- 1) 本協会からのニュース、その他情報。
- 2) 本協会が賛助会員用に作成した配布物及び物品等
- 3) 本協会が賛助会員用に用意した広告スペース等の使用

#### 第13条（その他）

本協会の責に帰さない活動において、会員が他の会員や第三者に対して損害を与えた場合、本協会はその損害に対して賠償する責任を負わない。また、会員が本規約に反した行為、または不正もしくは違法な行為によって本協会に損害を与えた場合、本協会は当該会員に対して相当の損害賠償の請求を行う。

#### 第14条（変更）

この規定は、本協会理事会の決議により変更することができる。

#### 附 則

- 1 この規定は、平成28年 4月16日から施行する。